

参考資料

令和3年12月10日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和3年12月7日付託分)

附属資料

福祉子どもみらい局

目 次

ページ

1 事務処理の特例に関する条例 新旧対照表	1
2 神奈川県行政機関設置条例 新旧対照表	2
3 三浦しらとり園条例 新旧対照表	3
4 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例 新旧対照表	5
5 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	7

1 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正	現 行
第1条～第3条 (略) 別表 (第3条関係)	第1条～第3条 (略) 別表 (第3条関係)
1～32の3 (略) (削除)	1～32の3 (略) <u>32の4 社会福祉法 (以下この項において「法」という。)に基づく次の事務 (法第2条第3項第11号に規定する隣保事業に係るものに限る。)</u> (1) <u>法第69条第1項の規定により、第二種社会福祉事業の事業開始の届出を受理すること。</u> (2) <u>法第69条第2項の規定により、第二種社会福祉事業の変更及び廃止の届出を受理すること。</u> (3) <u>法第70条の規定により、必要と認める事項の報告を求め、及び職員に施設等を検査し、その他事業経営の状況を調査させること。</u> (4) <u>法第72条の規定により、経営の制限及び停止を命ずること。</u>
32の4～32の17 (略)	32の5～32の18 (略)
33～160 (略)	(略)

2 神奈川県行政機関設置条例（昭和31年神奈川県条例第31号）新旧対照表

改 正			現 行		
(児童相談所) 第9条 (略) 2 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、 次のとおりとする。			(児童相談所) 第9条 (略) 2 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、 次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
(略)			(略)		
神奈川県厚木 児童相談所	<u>厚木市水引2</u> <u>丁目11番7号</u>	厚木市、海老 名市、座間 市、愛甲郡	神奈川県厚木 児童相談所	<u>厚木市水引2</u> <u>丁目3番1号</u>	厚木市、海老 名市、座間 市、愛甲郡
(略)			(略)		

3 三浦しらとり園条例（昭和58年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改 正	現 行
第1条・第2条 (略) (指定管理者による管理)	第1条・第2条 (略) (指定管理者による管理)
第3条 三浦しらとり園の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する <u>もの</u> （以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 (1)～(4) 略 (指定管理者の指定)	第3条 三浦しらとり園の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する <u>者</u> （以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 (1)～(4) 略 (指定管理者の指定)
第4条 指定管理者の指定を受けようとする <u>ものは、法人その他の団体</u> （以下「法人等」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) <u>法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあつては、登記事項証明書</u> (2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他 <u>法人等</u> の事業及び経営の状況を明らかにする書類 (3) <u>法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類</u> (4)・(5) (略) (6) 指定の申請に関する <u>法人等の意思の決定を証する書類</u> (7) (略) (指定管理者の指定の基準)	第4条 指定管理者の指定を受けようとする <u>者は、法人</u> の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) <u>法人 の定款 及び 登記事項証明書</u> (2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他 <u>法人</u> の事業及び経営の状況を明らかにする書類 (3) <u>法人 の組織及び運営に関する事項を記載した書類</u> (4)・(5) (略) (6) 指定の申請に関する <u>法人 意思の決定を証する書類</u> (7) (略) (指定管理者の指定の基準)
第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により三浦しらとり園の指定管理者として最も適切であると <u>認めたもの</u> を指定管理者として指定する。 (1) (略) (2) 県内に事務所を有する <u>法人等</u> であること。 (3) 次に掲げる法人又は団体であること。 ア 次のいづれかに該当する法人 (ア) <u>社会福祉法人</u> (イ) <u>社会医療法人</u> (ウ) <u>児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設の設置者</u> であり、かつ、法第29条第1項に規定する <u>指定障害者支援施設の設置者</u> である法人 イ 次の(ア)から(オ)までのいづれかに該当する法人のみにより構成されている団体	第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により三浦しらとり園の指定管理者として最も適切であると <u>認めた者</u> を指定管理者として指定する。 (1) (略) (2) 県内に事務所を有する <u>社会福祉法人</u> であること。 <u>(新設)</u>

改 正	現 行
<p><u>((ア) 又は(イ)に該当する法人を構成員に含まない団体にあつては、(ウ)に該当する法人及び(エ)に該当する法人又は(ウ)及び(エ)のいずれにも該当する法人を構成員に含むものに限る。)</u></p> <p><u>(ア) 社会福祉法人</u></p> <p><u>(イ) 社会医療法人</u></p> <p><u>(ウ) 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設の設置者である法人</u></p> <p><u>(エ) 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の設置者である法人</u></p> <p><u>(オ) 医療法第7条第1項の許可を受けて病院又は診療所を開設している法人</u></p> <p><u>(4)～(6) (略)</u></p> <p><u>(7) 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>第6条～第11条 (略)</p>	<p><u>(3)～(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>第6条～第11条 (略)</p>

4 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例（平成18年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改 正	現 行																								
第1条 (略) (設置等)	第1条 (略) (設置等)																								
第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する施設障害福祉サービス（以下「施設障害福祉サービス」という。）等を行い、障害者等（法第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。）の福祉の増進を図ることを目的として、次のとおり神奈川県立の障害者支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。	第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する施設障害福祉サービス（以下「施設障害福祉サービス」という。）等を行い、障害者等（法第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。）の福祉の増進を図ることを目的として、次のとおり神奈川県立の障害者支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>津久井やまゆり園</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>さがみ緑風園</td><td>相模原市南区麻溝台 2丁目4番18号</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(削除)		(略)	(略)	津久井やまゆり園	(略)	さがみ緑風園	相模原市南区麻溝台 2丁目4番18号	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県立さがみ緑風園</td><td>相模原市南区麻溝台 2丁目4番18号</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>津久井やまゆり園</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	神奈川県立さがみ緑風園	相模原市南区麻溝台 2丁目4番18号	(略)	(略)	津久井やまゆり園	(略)	(新設)	(新設)	(略)	(略)
名称	位置																								
(削除)																									
(略)	(略)																								
津久井やまゆり園	(略)																								
さがみ緑風園	相模原市南区麻溝台 2丁目4番18号																								
(略)	(略)																								
名称	位置																								
神奈川県立さがみ緑風園	相模原市南区麻溝台 2丁目4番18号																								
(略)	(略)																								
津久井やまゆり園	(略)																								
(新設)	(新設)																								
(略)	(略)																								
2 (略) (指定管理者による管理)	2 (略) (指定管理者による管理)																								
第3条 支援施設の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する <u>もの</u> （以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 (1)～(3) (略) (指定管理者の指定)	第3条 支援施設の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する <u>者</u> （以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 (1)～(3) (略) (指定管理者の指定)																								
第4条 指定管理者の指定を受けようとする <u>ものは</u> 、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。 (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 (2) (略)	第4条 指定管理者の指定を受けようとする <u>者は</u> 、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。 (1) 法人_____ _____ の名称、主たる事務所の所在地 及び代表者の氏名 (2) (略)																								
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) <u>法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあっては、登記事項証明書</u> (2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他 <u>法人等</u> の事業及び経営の状況を明らかにする書類 (3) <u>法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類</u> (4)・(5) (略) (6) 指定の申請に関する <u>法人等の意思の決</u>	2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) <u>法人の定款</u> 及 び <u>登記事項証明書</u> (2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他 <u>法人</u> の事業及び経営の状況を明らかにする書類 (3) <u>法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類</u> (4)・(5) (略) (6) 指定の申請に関する <u>意思の決</u>																								

改 正	現 行
<p>定を証する書類 (7) (略) (指定管理者の指定の基準)</p> <p>第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により当該支援施設の指定管理者として最も適切であると認めたものを指定管理者として指定する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県内に事務所を有する<u>法人等</u>であること。</p> <p>(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する法人又は次のアからエまでのいずれかに該当する法人のみにより構成されている団体（アからウまでのいずれかに該当する法人を構成員に含むものに限る。）であること。</p> <p>ア <u>社会福祉法人</u></p> <p>イ <u>社会医療法人</u></p> <p>ウ <u>法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の設置者である法人</u></p> <p>エ <u>医療法第7条第1項の許可を受けて病院又は診療所を開設している法人</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、当該支援施設の指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から、知事が指定する日までに、前条第1項に規定する申請書及び同条第2項各号に掲げる書類が提出されたときは、次の各号に掲げる基準により審査し、現指定管理者を指定管理者として指定することが、当該支援施設における安定的な支援水準を確保し、当該支援施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成するために、適切であると知事が認めたときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定管理者の指定を受けた期間を通じて、<u>法人等の運営及びその経営する事業全般にわたり特に良好に運営されると認められること。</u></p> <p>第6条～第11条 (略)</p>	<p>定を証する書類 (7) (略) (指定管理者の指定の基準)</p> <p>第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により当該支援施設の指定管理者として最も適切であると認めた者<u>を</u>指定管理者として指定する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県内に事務所を有する<u>社会福祉法人</u>であること。 <u>（新設）</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者<u>で</u>ないこと。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、当該支援施設の指定管理者として指定されている者（以下「現指定管理者」という。）から、知事が指定する日までに、前条第1項に規定する申請書及び同条第2項各号に掲げる書類が提出されたときは、次の各号に掲げる基準により審査し、現指定管理者を指定管理者として指定することが、当該支援施設における安定的な支援水準を確保し、当該支援施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成するために、適切であると知事が認めたときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定管理者の指定を受けた期間を通じて、<u>法人等の運営及びその経営する事業全般にわたり特に良好に運営されると認められること。</u></p> <p>第6条～第11条 (略)</p>

5 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年神奈川県条例第44号）新旧対照表

改 正	現 行
目次	目次
第1章・第2章（略）	第1章・第2章（略）
第3章 設備及び運営に関する基準（第4条～第31条）	第3章 設備及び運営に関する基準（第4条～第30条）
附則	附則
第1条～第10条（略） （サテライト型住居の設置）	第1条～第10条（略） （新設）
<u>第10条の2 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であつて、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。</u>	
<u>2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動することができる範囲に設置する等、入居者へのサービスの提供に支障がないものとしなければならない。</u>	
<u>3 本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。</u>	
(1) <u>第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下</u>	
(2) <u>第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下</u>	
<u>4 前条第2項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。</u>	
(1) <u>第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下</u>	
(2) <u>第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下</u>	
<u>5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第9条各項に規定する記録のほか、第19条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u>	
<u>第11条～第30条（略） （サテライト型住居に係る設備の基準の規定の適用）</u>	第11条～第30条（略） （新設）
<u>第31条 第11条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。</u>	